

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中宏の上告趣意は、判例違反をいうが、原審認定に沿わない事実関係を前提とする主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお、一、二審判決の認定によれば、被告人は、一二階建集合住宅である本件マンション内部に設置されたエレベーターのかご内で火を放ち、その側壁として使用されている化粧鋼板の表面約〇・三平方メートルを燃焼させたというのであるから、現住建造物等放火罪が成立するとした原審の判断は正当である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年七月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	牧	圭	次
裁判官	島	谷	六郎
裁判官	香	川	保一
裁判官	奥	野	久之